

2020年4月16日

公益通報者保護法の改正法案について

弁護士法人ほくと総合法律事務所
代表パートナー 弁護士 中原 健夫

1. はじめに

本年3月6日、公益通報者保護法の一部を改正する法律案（以下「改正法案」という。）が国会に提出された^[1]。改正法案は、①事業者自ら不正を是正しやすくするとともに、安心して通報を行いやすく、②行政機関等への通報を行いやすく、③通報者がより保護されやすく、という3つのコンセプトにより整理されている。その中でも注目されるのは、事業者に対し、内部通報^[2]に適切に対応するために必要な体制の整備等（窓口設定、調査、是正措置等）を義務づけて^[3]、その実効性を確保するために行政措置（助言・指導、勧告及び勧告に従わない場合の公表）を導入しただけにとどまらず、公益通報対応業務従事者又は公益通報対応業務従事者であった者に対し、通報者を特定させる情報の守秘を義務づけて（以下「本件守秘義務」という。）、同義務違反に対する刑事罰を導入したという点である。

内部通報制度の整備・運用は、通報者に対して通報を理由とする不利益な取扱いが行われないようにすることが極めて重要であり、それ故、今までも通報者を特定させる情報の守秘は重要なポイントであったが、改正法案がこのまま成立して施行されれば、通報者を特定させる情報の守秘がより重要なポイントになることは明らかであり、事業者はよりいっそうの体制整備を求められることになると思われる。

改正法案は、内部通報に適切に対応するために必要な体制の整備等（窓口設定、調査、是正措置等）の具体的内容は別途「指針」（以下、単に「指針」という。）を策定することとしており、その内容は現段階で明らかにされていないが、本稿では、本件守秘義務の新設を中心に、改正法案が事業者に与える影響について、当職の私見を述べさせていただきます。

¹ 【概要】 https://www.caa.go.jp/law/bills/pdf/consumer_system_cms101_200306_01.pdf

【新旧対照表】 https://www.caa.go.jp/law/bills/pdf/consumer_system_cms101_200306_04.pdf

² 改正法案第3条第1号及び第6条第1号に定める公益通報を意味する。なお、本稿において、単に「内部通報」とある箇所は、特段の断りのない限り同様の意味であり、「内部通報制度」とは、当該内部通報に限らず事業者が設置している、いわゆるホットラインやヘルプラインを意味する。

³ 但し、常時使用する労働者の数が300人以下の事業者は努力義務とされている（第11条第3項）。

2. 本件守秘義務を負う主体

改正法案によれば、本件守秘義務を負う主体は、「公益通報対応業務従事者又は公益通報対応業務従事者であった者」と定められているので（第12条）、事業者としては、自分たちの組織内で誰が「公益通報対応業務従事者」に該当することになるのかが気になるところであろう。

(1) 公益通報対応業務従事者とは？

改正法案によれば、「公益通報対応業務従事者」とは、「第3条第1号及び第6条第1号に定める公益通報を受け、並びに当該公益通報に係る通報対象事実の調査をし、及びその是正に必要な措置をとる義務（次条において「公益通報対応業務」という。）に従事する者」とされている（第11条第1項）。そのため、内部通報の受付、調査、是正措置等（公益通報対応業務）に従事する者⁴が「公益通報対応業務従事者」に該当することになる。

(2) 「定めなければならない」とされていることとの関係

第11条第1項は、事業者は、「公益通報対応業務従事者」を「定めなければならない」としている。そのため、事業者により定められた場合に本件守秘義務を負う公益通報対応業務従事者となるのか、事業者により定められていない場合でも本件守秘義務を負う公益通報対応業務従事者となるのか、という論点があるように思われる。本件守秘義務は、その違反が刑事罰の対象になることも考えると、誰が本件守秘義務を負うのかは分かりやすくなければならないと思われるので、前者の解釈が妥当するのではないかと考えているが、この点、指針において明らかにされるべきであろう。

なお、前者の解釈が妥当するならば、事業者には、本件守秘義務を負う範囲を狭めるため、できる限り「公益通報対応業務従事者」として定める範囲を限定したいという思いが働くかもしれないが、「公益通報対応業務従事者」に該当するにもかかわらず、その定めを怠れば、行政措置の対象となるため、事業者としては、適切に「公益通報対応業務従事者」の範囲を定めなければならない。

(3) 公益通報対応業務とは？

公益通報者保護法の解釈に詳しい方の中には、いわゆる内部通報制度の窓口を利用するケースだけが第3条第1号及び第6条第1号に定める公益通報ではなく、例えば、企業の社長、役員、部門長を含む管理職等に対して報告するケースの中にも第3条第1号及び第6条第1号に定める公益通報に該当する場合があることから、そのような通報を端緒として、受付、調査、是正措置等に関与することも「公益通

⁴ 内部通報の受付、調査、是正措置等のいずれか1つでも関与すれば、「公益通報対応業務」に従事することになり、「公益通報対応業務従事者」に該当すると解すべきであろう。受付、調査、是正措置等の全てに従事する者のみが該当すると解することになると、そのような者は、事業者の中に誰もいないということになりかねない。

報対応業務」に従事することになるのではないかと考える方もいるのではないだろうか。

この点、指針において明らかにされるべきであるが、そこまで範囲を広げるとなると、「公益通報対応業務従事者」の範囲が非常に広がってしまうため、本件守秘義務違反が刑事罰の対象になることも考えると、そこまで範囲を広げるのではなく、いわゆる内部通報制度の窓口への通報を端緒として、受付、調査、是正措置等に関与することを「公益通報対応業務」に従事すると解すべきではないかと考えている。

(4) どのように定めるのか？

上記(3)で述べた解釈が正しいとすれば、内部通報制度の窓口の受付業務を担う者は、「公益通報対応業務従事者」に該当することになるため、あらかじめ「公益通報対応業務従事者」として定めることができるであろう。しかし、その後の調査や是正措置等のみに関与する者は、どのような通報がなされるかによって、その範囲が異なりうる。そのため、あらかじめ通報された事案の調査や是正措置等に関与する可能性が高い役職員を「公益通報対応業務従事者」として定めた上で、通報の都度、その調査や是正措置等に関与する役職員を特定した上で、あらかじめ定めた役職員以外に関与させる場合には、それらの役職員を追加的に「公益通報対応業務従事者」として定めるという運用もありうるように思われる。

なお、内部通報制度の窓口で受け付けた通報であっても、窓口設置部署の体制や事案によっては、通報が端緒であることを秘匿したまま、調査や是正措置等を進めることもありうる。そのようなケースであれば、その調査や是正措置等のみに関与する者は、内部通報制度の窓口で受け付けた事案であることを知らされていない以上、「公益通報対応業務従事者」に該当しないと考えられるであろう。

3. 本件守秘義務の内容

改正法案においては、本件守秘義務の内容は、「正当な理由がなく、その公益通報対応業務に関して知り得た事項であって公益通報者を特定させるものを漏らしてはならない」と定められているので（第12条）、事業者としては、何が「正当な理由」に該当するのか、また、何を「漏らしてはならない」のかが気になるであろう。

(1) 「漏らしてはならない」対象は？

「公益通報者を特定させるもの」とあるため、当然のことながら、公益通報者の氏名は該当するが、それ以外の情報であっても、公益通報者を特定させるものであれば含まれることになる。もっとも、本件守秘義務の違反が刑事罰の対象でもあることも考えると、公益通報者が特定される可能性のある情報が、およそ「公益通報者を特定させるもの」に該当する訳ではないと考えるべきであろう。例えば、被害者が通報したことを知っている調査担当者が、通報者が誰であるかは明らかにせず、

被害者が誰であるかを明らかにしてヒアリングを行った場合^[5]、ヒアリングを受けた者にとっては被害者が通報したのではないかという推測が働く場合があるかもしれないが、そのような場合は、調査担当者が「公益通報者を特定させるもの」を漏らしたことはないと考えらるべきであろう。

(2) 公益通報対応業務従事者相互間の情報共有は？

公益通報対応業務従事者相互間で情報共有を行う場合、同じ通報事案の受付、調査、是正措置等に従事する範囲内であれば、公益通報者を特定させる情報であっても共有する必要性が認められる場合が多いと思われるため、当該情報を共有しても漏らしたことはないと考えらるべきであろう（後述する「正当な理由」に該当するという考え方もありうるであろう。）。他方で、公益通報対応業務従事者であっても、異なる通報事案の受付、調査、是正措置等に従事する者の間では、公益通報者を特定させる情報を共有する必要性は認められない場合が多いと思われるため、当該情報を共有すれば漏らしたことになると思えるべきであろう（後述する「正当な理由」にも該当しないであろう。）。

(3) 「正当な理由」とは？

公益通報者保護専門調査会報告書^[6]で挙げられていたケース、すなわち、①通報者から同意を得られている場合、②通報対象事実が発生し、重大な事態に至る蓋然性が高い場合、③通報者を特定可能な情報の共有を必要最小限の範囲にとどめる運用が徹底された部署内・部署間において情報を共有する場合、④法令に基づく情報の開示を行う場合、⑤権限を有する行政機関に対して申告する場合、⑥調査等を行うために弁護士などの法律に基づき秘密保持義務を負う者に対して開示する場合は、「正当な理由」に該当する候補となりうるであろう。もっとも、これらの場合に該当するからといって、公益通報者を特定させる情報を伝える必要性がない又は乏しいのに当該情報を伝えることは「正当な理由」に該当しないと解される可能性があることに留意すべきであろう。

4. おわりに

以上の私見からすれば、改正法案が事業者にとって最も影響を与えるだろう「公益通報対応業務従事者」の範囲とその定め方は、指針の内容が明らかにならないと事業者にとって正確に判断することが難しいと言わざるを得ない。そして、昨今、内部通報制度は、大規模な事業者であればあるほど、単体の事業者のみで運営するものではなく、国内外を含むグループ会社として運営したり、取引先にも利用可能なものとして運営した

⁵ 被害者が存在する事案では誰に対する被害があったのかを明らかにせず調査を行うことは極めて困難であると考えられる。

⁶ 平成30年12月に消費者委員会 公益通報者保護専門調査会が公表した「公益通報者保護専門調査会報告書」をいう。https://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/koueki/doc/20181227_koueki_houkoku.pdf

りしているのが実情であるから、改正法案がこのような広がりを持つ内部通報制度との関係でどのような影響を与えるのかも、指針の内容も踏まえ、具体的に検討する必要があると思われる。

もともと、内部通報制度の体制整備義務を含む改正法案によって内部通報制度の重要性が今後いっそう高まることは確実である。そのため、各事業者としては、今回の改正法案を役職員のコンプライアンスに関する意識をいっそう高めるための契機と捉えて、役職員を対象とした教育・研修を継続的に行っていくことが不可避となるであろう。

以上

<筆者略歴>

中原 健夫（なかはら たけお）

弁護士法人ほくと総合法律事務所 代表パートナー

1993年 早稲田大学法学部 卒業

1998年 弁護士登録、原田・尾崎・服部法律事務所（現在の尾崎法律事務所） 入所

2002年 アフラック（アメリカンファミリー生命保険会社）企業内弁護士

2005年 あさひ・狛法律事務所（現在の西村あさひ法律事務所） 入所

2007年 のぞみ総合法律事務所 パートナー

2008年 弁護士法人ほくと総合法律事務所を設立、代表パートナー 就任

企業コンプライアンス、不祥事対応、危機管理、社内・第三者委員会調査、保険業務、倒産・事業再生、M&A、不動産取引、紛争対応等。

内部通報その他コンプライアンスに関する講演・著書・論考多数。

掲載日：2020年5月1日